

JPRS 株式リリースの件

■ 審議事項

当センターの保有する株式会社日本レジストリサービス(JPRS)株式リリースにつき 2002 年度は以下のとおり実施することとし、3 月 7 日(金)開催予定の第 19 回総会に諮ることの承認を求める。

- 1) 現在保有する 2,400 株のうち 775 株を株式会社日本レジストリサービスへ売却する
- 2) 1 株あたりの売却価額は 116,000 円とし売買総額は 89,900,000 円
- 3) 売却後残の 1,625 株については 2003 年度中の全株リリースを目指しその方法につき引き続き検討する

(注)

* この理事会で当議案承認後、JPRSと停止条件付売買契約(総会での当議案承認が売買条件)締結予定

* 株数775株はJPRS第2回定時株主総会(2002年3月27日)にて議決された「自己株式取得の件」において議決された取得限度額9千万円による

* 1 株あたりの価額は前第 18 回総会にて承認された JPRS の第三者割当増資の価額と同じ

■ これまでの全体的な経緯

1) 総会等での決議、説明

2000 年 12 月 22 日	第 11 回総会	JPRS 設立を決議 参考資料 1-2 p21 「コーポレートガバナンスの考え方」において “新会社設立後一定期間、社団法人 JPNIC JPNIC が 3 分の 2 程度の株式を保有する”と説明。
2000 年 12 月 26 日	JPRS 設立	45,000,000 円(J P R S 役員出資)
2001 年 1 月 11 日	株式引受	120,000,000 円(額面)現物出資/2,400 株引受
2001 年 12 月 6 日	第 15 回総会	ドメイン名登録管理業務移管につき決議
2002 年 1 月 31 日	移管契約締結	JP ドメイン名登録管理業務移管契約締結
2002 年 2 月 27 日	ccTLD 移行契約締結	JPRS - ICANN 間

2002 年 3 月 1 日	第 16 回総会	2002 年度収支予算において、株式売買収入を計上 120 百万。また参考資料(予算説明/ 当日配布) のなかで、「JPRS 株式売却方法検討のガイドライン」を説明。
		「JPRS 株式売却方法検討のガイドライン」 1. 公正さの確保 - 会計/法務面において、複数の専門家から review を受ける - ご意見募集を行なう - 主管省庁と協議を行なう。 2. 留意する事項 - 会員に取得機会のある方法とする
2002 年 4 月 1 日	JP ドメイン名業務移管	
2002 年 10 月 18 日	第 18 回総会	第 3 号議案「株式会社日本レジストリサービス授權資本拡大及び第三者割当増資の件」の資料及び参考資料の中で株式売却の検討中である旨説明
2002 年 12 月 13 日	JPRS 第三者割当増資完了	2830 株(328,280,000 円)増資完了
2003 年 1 月 17 日		JPRS より株式買い取りについての依頼文書を受ける

2) 補足

2000 年 12 月 22 日第 11 回 JPNIC 総会第 1 号議案「汎用ドメイン名の登録管理業務を行なう新会社（JPRS）の設立」を決議しました。その際、JP ドメイン名の公共性を担保する最終的な歯止めを、同社株式の 2/3 を JPNIC が保有し、（JPRS の最終的な役員人事権をもち）JPRS の経営の中立性・公平性を保つことで果たすとしていました。

JPNIC は、現在、1 億 2 千万円の現物出資により、JPRS 全株式の 2/3 にあたる 2400 株を保有しています。

しかしながら、『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定、同 9 年 12 月 16 日改正）「公益法人の設立許可及び指導監督基準」並びに『公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針』について（平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、同 9 年 12 月 16 日一部改正、同 10 年 12 月 4 日一部改正）「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」による株式保有等規制のため、JPNIC は、その保有する JPRS 株式の速やかな売却を主管省庁から求められています。よって、JPNIC は、2002 年 4 月以降、JP ドメイン名登録管理業務という公共性のある業務を JPRS に移管するにあたり、一連の移管手続の中で、株式保有という政府の「指導監督基準」と相容れない手段に替わり、契約の中で、恒久的な JP ドメイン名の公共性を担保することを目指しました。 JPNIC は、2002 年 1 月に JPNIC/JPRS 間で締結された「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」の 14 条で「JP ドメイン名の公共性の担保」の条項を明確に規定しました。

また、JPRS/ICANN 間で締結された「ccTLD 移行契約」の中でも日本のインターネットコミュニティを代表して、JPNIC が JP ドメイン名の公共性を担保することが明確に規定されました。これらにより、それぞれの契約の中で JP ドメイン名の公共性を明確に担保する方法が謳われました。従って、双方の契約により JP ドメイン名登録管理業務の移管

が行なわれた 2002 年 4 月 1 日以降、JPNIC としては、JP ドメイン名の公共性の担保のために JPRS 株式を保有している必要は無くなったことから、そのリリースの方法につき検討を行ってきました。

■ リリースへ向けた検討

1) リリース方法検討の経緯

2001 年夏 ~ ・ 専門家意見聴取(弁護士)
 公益信託検討するも不能(引受の可能性殆ど無し/信託銀行等は未公開株は引受けない)

2002 年春 ~ ・ JPRS 株主総会で自己株取得決議(1,200 株 or 9000 万限度)
 商法 210 条関係

夏 ~ ・ 売出し検討/証券会社数社へ業務委託につき可否打診。
 証券会社業務としては未公開株式の引受は不可能と回答あり

 ・ 株式売出しにつき関東財務局へ打診(パブコメ、総会資料の事前送付実施等)
 前例が無いので判定不能との回答/財務省へ照会が必要とのこと

11 月 専門家意見聴取(弁護士、公認会計士)

2) 補足

2001 年夏より上記の通りリリースにつき基本的には第 16 回総会(2002 年 3 月 1 日)にて説明の「JPRS 株式売却方法検討のガイドライン」を元に以下の考慮すべき事項を踏まえ、一般に広く売出す方法を主として検討をしてまいりました。

リリースの方法 考慮すべき事項

- ・ JP ドメイン名登録管理業務の安定性確保

JPRS の経営権の安定考慮

~ 経営権を安定させるためには安定株主の持株比率が、3 分の 2 超(商法の特別決議を可決できる持株比率)であることが必要

- ・ 公平な方法

「JPRS 株式売却方法検討のガイドライン」でも説明しているように、公益法人たる JPNIC の公益性を考慮し公平感のある方法であること

- ・ 世間一般、市場ルールから理解、許容される方法

世間一般及び株式市場のルール等からも理解、許容される方法であること

■ 検討の結果

弁護士、会計士、証券会社等専門家の意見を統合、要約すると以下のとおりであり、この意見を踏まえ慎重に検討の結果、当センターとしては今年度は売出しによる株式のリリースは見送り JPRS への売却によるリリースを行ないます。なおこれは商法 210 条関係による自己株取得であるため、JPRS の第 2 回定時株主総会(2002 年 3 月 27 日開催)において決議された、“普通株式 1200 株を取得価額の総額 90 百万円を限度として取得する”という条件により 775 株(1 株あたり売買価額 116,000 円)が売却株式数となります。

専門家の意見のまとめ

当面 IPO の計画はない未公開株を広く売出すことはほとんど前例のないケースであり、また、担当官庁への照会等に時間を要するおそれのある問題もあり、2002 年度に実施することが困難となる可能性が高い。

また売出しに関する証券取引法に規定される「有価証券届出書及び目論見書」の作成に関しても JPRS にとっては多大な事務作業を伴い、時間的・金銭的成本を要するものであり、通常の売出しであれば、当該有価証券の引受主幹事となる証券会社の主導で行われる。しかし今回は、証券会社による引受けは不可能であり、また、証券会社からアドバイスを受けるとしても、前例がほとんどないケースであるために、実施までにかかなりの時間を要する可能性も高い。特に、この売出しは、株式の譲渡制限を規定している未公開会社の株式の売出しであることに加え、勧誘の対象や申込み口数、申込みの抽選等についても、通常の売出しとは異なる方法が採用される可能性があることから、その検討には慎重を要し、公平性、公正さの観点から通常の売出しと異なる取扱いを行なう必要が生ずる可能性があり、常に公平性・公正さと証券取引法上の規制・証券実務の双方に配慮しつつ、売出し実施する必要がある点に注意する必要がある。